

資料 1

宮崎県教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する 施策の大綱の改定について

1 教育大綱の改定に当たっての考え方

今回の改定にあたっては、中教審答申「次期教育振興基本計画について」をはじめ県の総合計画長期ビジョン及び次期アクションプラン、次期県教育振興基本計画を参酌している。したがって、現行の「目指す将来像」や「基本方針」の構成については継承しつつ、グローバル化、デジタル化といった様々な社会的変化に対応し、持続可能な社会の維持・発展を担う人材育成及び個人と社会のウェルビーイング向上の重要性を踏まえ、主に次のような改定を検討している。

- (1) 基本方針1-1「将来世代の育成促進」における「施策展開の方向性」について、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員の指導力向上、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるための教育の情報化、特別支援教育の推進、SDGsの実現に貢献するESD等の推進に取り組むことを明記
- (2) 基本方針1-2「産業人材・地域人材の育成促進」における「施策展開の方向性」について、デジタル人材の不足に対応するための多様な就業促進や研修等の充実を図ることを明記
- (3) 基本方針2-1「文化に触れる機会の充実」における「現状と課題」について宮崎県文化振興条例(令和4年3月制定)も踏まえて整理し、基本方針の文言の「触れる」を「親しむ」へ変更
- (4) 基本方針2-2「スポーツに触れる機会の充実」における基本方針の文言の「触れる」を「親しむ」へ変更

2 教育大綱の改定案

教育大綱の改定案については資料2のとおりとする。

3 教育大綱の対象期間

対象期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。